

A 2 - 3 7

5 年 保 存 (常)
(令和10年12月31日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

鹿 総 第 1 7 0 号

鹿 会 第 3 0 9 号

鹿 人 少 第 2 8 0 号

鹿 刑 企 第 1 1 5 号

鹿 捜 一 第 1 7 9 号

鹿 交 指 第 1 2 5 号

令 和 5 年 1 0 月 2 5 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	被害者支援係	TEL	■■■■
----	--------	-----	------

被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担の実施要領について（通達）

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対する一時避難場所確保に係る公費負担については、「被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担の実施要領について（通達）」（令和2年3月23日付け鹿相第101号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、別添のとおり旧通達の内容を一部改正するので、誤りのないように運用されたい。

なお、この通達は令和5年10月25日から施行し、旧通達については令和5年10月24日限り廃止する。

別添

被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担の実施要領

1 趣旨

自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者又はその家族若しくは遺族（「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和3年9月8日付け鹿人少第259号）に規定する密接関係者を含む。以下「被害者等」という。）が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費を負担し、被害者等の保護、再被害の防止及び精神的・経済的負担の軽減を図るものである。

2 支出対象者

被害者等

3 支出基準

次のいずれかに該当する場合において、使用料を公費負担するものとする。

- (1) 加害者による再被害、関係者による報復等の加害行為を受けるおそれがあるとき。
- (2) 被害者等の自宅において犯罪が行われ、破壊、汚損などし、居住することが困難な状態であったり、自宅における検証、実況見分その他の捜査活動のため、帰宅が不可能又は帰宅させることが適当でないとき。
- (3) 社会的反響の大きな事案であり、メディアスクラムが予想され、被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、精神的な二次被害を受けるおそれがあるとき。

4 支出対象者の認定

警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、3の支出基準に該当する被害者等を認知した場合は、総務課長と協議の上、警察署にあっては、事件処理を担当する課長又は当該課長が指定する者、高速道路交通警察隊にあっては、隊長が指定する者（以下「事件担当課長等」という。）に、被害者等に対する本制度の説明及び被害者等の意思の確認を行わせた上で、使用料の支出を認定するものとする。ただし、ストーカー・配偶者暴力事案（以下「ST事案等」という。）に係る支出の認定については、人身安全・少年課長と協議すること。

5 支出手続

(1) 事前報告

署長等は、使用料の支出を認定した場合は、宿泊施設使用事案発生報告書（別記第1号様式）により、総務課被害者支援室を経由し、本職に報告するものとする。ただし、ST事案等の場合は、人身安全・少年課を経由し、本職に報告するものとする。この場合において、人身安全・少年課は、宿泊施設使用事案発生報告書の写しを総務課被害者支援室に送付すること。

(2) 会計担当者への通知

事件担当課長等は、使用料の支出を認定した場合には、速やかに警察署等の会計担当に通知するものとする。

(3) 使用料の支払

宿泊施設使用料の支払に関する事務処理は、警察署等の会計担当において行うものとし、支払については、宿泊施設が指定した金融機関への口座振込により行うこととする。

なお、宿泊施設に支払う使用料については、宿泊施設使用料支出報告書（別記第2号様式）により、総務課被害者支援室を経由し、本職に報告するものとする。ただし、ST事案等の場合は、人身安全・少年課を経由し、本職に報告するものとする。この

場合において、人身安全・少年課は、宿泊施設使用料支出報告書の写しを総務課被害者支援室に送付すること。

また、警察署等の会計担当は、当該宿泊施設から徴した署長等宛ての請求書の写しを添付するものとする。

6 支出額等

(1) 支出額

宿泊施設使用料（サービス料及び消費税を含み、飲食費及び通信費を除く。）の実費額とし、1人1泊の使用料支出額は、原則6,500円以内とする。ただし、署長等が必要と認めるときは、総務課長と協議の上、支出額の上限を超えて支出できるものとする。

なお、ST事案等の場合は、人身安全・少年課長と協議すること。

(2) 宿泊日数

宿泊の日数については、原則として4泊以内とする。ただし、署長等が必要があると認めるときは、総務課長と協議の上、宿泊日数を延長することができるものとする。

なお、ST事案等の場合は、人身安全・少年課長と協議すること。

7 支出しないことができる場合

署長等は次に掲げる場合において、使用料を支出しないことができる。

(1) 被害者等が、集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織に属しているとき。

(2) 被害者等が公費負担を希望しないとき。

(3) そのほか、適切な避難場所がほかにあるなど、支出することが社会通念上適切でないとき。

8 運用上の留意事項

(1) 事件担当課長等は、使用料を支出することとなる宿泊施設の関係者に対して事前に本制度を説明し、被害者等の氏名等の保秘に関する協力と連絡体制を確保すること。

(2) 3(2)の「自宅における検証、実況見分その他の捜査活動のため」に該当する場合は、捜査費が使用される場合があるが、本制度を適用するか、捜査費を使用するかについては、事案ごとに検討すること。

(3) 本制度については、あくまでも一時的な避難場所を確保するためのものであるため、早急に適切な関係機関等に引き継ぐなど最小限の支出にとどめるよう配慮すること。

別記

第1号様式（5の(1)関係）

5 年 保 存
(年 3 月 31 日 まで)

F N . A 2 - 6 - 1

第 号

年 月 日

本部長 殿

所 属 長

担当 Tel

宿泊施設使用事案発生報告書

事 案 名		
発 生 日 時		
発 生 場 所		
被 害 者	氏名	生年月日 (歳)
事 案 の 概 要		
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時までの 泊	
使 用 料 見 込 額	円 (1 泊 円 × 泊)	
使 用 者	住 所	
	氏 名	氏名 生年月日 (歳)
	区 分	<input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> その他 ()
	人 数	計 名 (同伴者の関係)
使 用 施 設	所 在 地	
	名 称	
使 用 理 由	<input type="checkbox"/> 再被害のおそれ <input type="checkbox"/> 捜査活動等の必要性 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止	
備 考		

第2号様式(5の(3)関係)

5 年 保 存
 (年 3 月 31 日 まで)
 F N . A 2 - 6 - 1
 第 号
 年 月 日

本部長 殿

所 属 長

担当		Tel	
----	--	-----	--

宿泊施設使用料支出報告書

事 案 名		
被 害 者		氏名 生年月日 (歳)
事 案 の 概 要		
使 用 期 間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで (泊)
使 用 料		円 (1泊 円× 泊)
使 用 者	住 所	
	氏 名	氏名 生年月日 (歳)
	区 分	<input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> その他 ()
	人 数	計 名(同伴者の関係)
使 用 場 所	所 在 地	
	名 称	
使 用 理 由		<input type="checkbox"/> 再被害のおそれ <input type="checkbox"/> 捜査活動等の必要性 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止
備 考		

